

平成28年第1回臨時会

(1月15日招集)

山都町議会会議録

平成28年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月15日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・閉会	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	2
日程第4 議案第2号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	5
日程第5 議案第3号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	10
日程第6 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて	13
閉会	13

1月 15日（金曜日）

平成28年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 平成28年1月15日午後3時0分招集
2. 平成28年1月15日午後3時0分開会
3. 平成28年1月15日午後3時45分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

日程第5 議案第3号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方功 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（中村一喜男君） 改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

ただいまから平成28年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、藤澤和生君、6番、赤星喜十郎君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第1号について説明をいたします。

議案第1号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることとする。

平成28年1月15日提出。山都町長。

提案理由です。平成27年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

これにつきましては、昨年8月に人事院勧告が出されまして、その後、10月に熊本県人事委員会の勧告がなされたところでございます。その後、先月12月4日に国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの給与改定を行うことが閣議決定をされたところでございます。これを受けまして、人事院勧告及び熊本県の勧告内容、これらを十分検討した結果、今回、給与に関しまして必要な改正を講じることとしたものでございます。

めくっていただきまして、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日、山都町長でございます。

今回、全3条の改正を行つておるところでございます。

まず、第1条は月例給の改定ということにしております。

さらに、ページをめくっていただきますと、右側、別表第1、行政職給料表がございます。これは今回改正します給料表案でございまして、これが医療職給料を含めて、この表を含めて8ページ続くものでございます。

その後に、新旧対照表、ページ1分の1と付してあるものがございますけれども、その後から改正後案の表が新旧対照表として出てまいります。まずは改正後案ということで、行政職給料表、これも8ページございます。

それから、その後、現行の表がまた8ページということで、大変わかりづらうございまして恐縮でございますけれども、新旧対照表、改正後の表と現行の表がそのまま続き物になっているということでおざいます。

この内容をかいつまんで説明を申し上げますと、月額では、若年層の職員で約3,000円、高齢層で約2,000円の増額と。平均にしますと、約2,300円の増額ということになっております。これは改定率に引き直しますと、0.5%から約2%の間での改定ということになっております。

次に、第2条、それから第3条につきましては、期末勤勉手当について、支給月数を0.1月分引き上げることとし、本年度は12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、平成28年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることとされましたために、それぞれの改正を行つたものでございます。これにより、現在の期末勤勉手当の支給月数が4.1ですけれども、これが4.2月となるということになります。

第2条は、その12月期、平成27年度の12月期の勤勉手当について。第3条は、28年度の6月期及び12月期について定めたものでございます。よつて、附則の施行期日につきましても、それぞれ第1条が平成27年4月1日から、第2条が同平成27年12月1日から、そして第3条は平成28年4月1日からとなるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、吉川です。今、坂口課長のほうも本当膨大な資料ですし、私た

ちもきょうこれを、今ここに来てページを見ましても、さっぱり何だか、数字の羅列だけでわからなくて、今、御説明のように若年層で3,000円、もうちょっと上の方だと2,000円という具体的な数字はお聞きしましたけれども、本当にこの表を見るだけでは全然漠然というか、細か過ぎてよくわからないというところがもちろんございますね。等級、号給というのが七十何とかまであって、横軸が6級まであってですね。

こういうのを以前、私、どこかの、玉名でしたか、何かのホームページには、何歳何年勤続でこのぐらいもらっているよということがすごく具体的に表示してあるんですけども、そういうふうな、何年勤続したらとか、例えば何年ぐらいで主査とか何とかとかランクがございますよね。そうふうなので係長、課長という、こういうふうな特別職とかになると、具体的にホームページ上にあらわしてあるところがあると思うんですけども、一般の職員の方々が何年ぐらいでこのくらいのことをもらっていらっしゃるんだよということがわかるようになりますんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、議案書の資料ということで御指摘いただいたと思っております。大変、私も先ほど申し上げましたように、わかりづらうございますということで、これを説明さし上げて御理解を求めるということも、かなりきょう見られて非常に困難だということは十分認識をいたしております。今後、これにつきましては、まず、資料につきましては工夫、研究をしたいなと思ったところでもございます。

また、職員の給料等につきましては、現在は予算書の中に予算資料として添付をいたしているところでございますけれども、またホームページにつきましても、あわせて、今、議員御指摘の内容につきましては、今後、研究をさせていただきたいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 1番議員と私も全く同感でございますけれども、0.5から0.2のベースアップということで、月ですね、そういうことでございますけれども、一人にすれば月に2,300円のアップということで、民間企業あたりが、トヨタあたりが3,000円ぐらいの要求を出していいる这样一个状況下でございますけれども、これをこの山都町職員で見た場合、大体月に何百万の増額になるのかということは計算されておりますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） つぶさに計算はしておりませんけれども、今回の対象人数が大体240名だったと思いますけれども、それに平均の2,300円を掛けることになるのかなと。済みません、これはちょっと不確実な答えではいけませんので、また戻りまして、後で議員のほうにお伝えしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） それで個人的に見ますと、月2,300円ということでございますけれども、これを職員、先ほど言わされたように240名で見た場合、やっぱり多額な人件費ということになっ

てきますので、この辺のところは十分職員にも説明をしながら、ただ政府が言うようなベースアップ、あるいは人事院勧告のベースアップというようなことではなくて、本当にこの町のために働いていきたいということを強く徹底していただけませんでしょうかね。ほかの人たちは本当、農家の人たちも大変なんですね。米価は下がるは、農産物の価格は上昇しないわということで、そういうことを思うとき、人事院勧告に従ってただベースアップをしていくということだけでは、ちょっとつじつまが合いませんので、どうかその辺のところの周知徹底の方をお願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第2号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第2号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

予算書、まず、歳出のほうから説明をいたします。7ページをお開きください。

この説明に入ります前に、人件費の、今回、補正をいたしておりますけれども、これにつきましては、先ほど議決いただきました給与改定、それから制度改革、そして賃金につきましては最低賃金の改正が行われておりますので、それに伴います補正でございますので、一つ一つの説明のほうは割愛をさせていただきたいと思っております。

これは、人件費以外での、今回、補正をいたしましては、2件の追加補正でございます。

まず、17ページ。5款農林水産業費第1項農業費3目農政費でございます。19節阿蘇火山等防災特産対策事業補助金ということで、524万5,000円の追加増額補正を行ったものでございます。

これは、平成27年4月、それから5月の阿蘇山の噴火によります、茶園に降灰が確認されたことによりまして、今回、洗浄機を導入することにより、茶に付着しました火山灰を洗い流すというようなことでございます。品質低下によります収入減収を防ぎまして、農家経営の安定化を図っていくという目的で、今回、導入をするものでございます。矢部良質茶研究会に対して補助

金を支出するものです。

特定財源のところに419万6,000円という金額を計上しております。これは全体事業費が679万9,000円でございますけれども、この補助金は税抜きで率を掛けでございます。629万5,000円掛けるの2分の1が国、それから3分の1が県ということで、国が314万7,000円、県が104万9,000円、合計419万6,000円が交付されるということでございます。

これにあわせまして、町も県と同じく3分の1を負担する、補助をするということで、104万9,000円を足して524万5,000円の増額補正ということでございます。事業主体は155万4,000円の負担をなさるということになります。

次は18ページ。これも5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費です。ここでは15節工事請負費に168万6,000円の増額補正を行ったものでございます。

これにつきましては、先にですね、これは3号補正だったと思いますけれども、清和文楽邑の対岸にあります森林公园、清和ふれあいの森ですけれども、こちらの整備工事、今回、165万円の定額補助が追加交付をされることが決定されましたので、これにあわせまして、今回、防護柵の設置を行うものでございます。100メートルの延長でございます。ガードパイプを予定をしているということでございまして、これが平成27年から31年の5カ年間の事業ということで、今回はその部分の前倒しになるという形になります。

人件費以外については以上でございます。

さらに25ページから最終の27ページにつきましては、特別職、一般職の給与明細書及び款項別の給与明細書でございます。今回の入件費の補正額を反映しているものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入は6ページでございます。

県支出金は先ほど歳出の項で説明をいたしましたので省略をさせていただきますけれども、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、これは減額ということで、財政調整基金の繰入金を繰り戻しております。これで財源の調整を図っているというものでございます。

それでは、表紙の次をごらんください。

平成27年度山都町一般会計補正予算。

平成27年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,440万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年1月15日提出。山都町長。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） この補正予算については、今、御説明のようにほとんどが人件費ということでした。直前にこのことを承認いたしましたので、当然のことですが、それについては申し上げませんが、こういうふうにして、先ほど藤川議員からもございましたが、やはり人件費というのは財政上すごく大きなものだと思います。

先ほど申し上げましたように、何歳ぐらいでどのぐらいの収入があっているのかということを民間レベルというか、町内の人人がどのように思っているのかということは、いつも私たち言われるんですね。だから、もう本当に、これは町長にお伺いしたいんですが、この際、給与の引き上げとか、そういうことに見合う皆さんの頑張りを期待したいと思いますので、このことは町長を初め、各課長のほうからもしっかりと職員の方々に伝えていただいて、これが納得できる賃上げであるということを一言聞かせていただければと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 給与については、やっぱり社会の情勢だとか経済の動向によるところ、それから一般民間会社の給与との差、そのあたりを考えて人事院勧告というのがあるわけありますから、それについて町のほうも従来から人事院勧告を国がどのように対応していくのか、それを見きわめて、町もそれに準じていくというのがこれまでの姿であります。

議員がおっしゃったように、民間が公務員、役場の職員並みの給与水準にあるのかと申しますと、なかなかそうはないと思っています。その辺は職員もよくわかっていると考えておりますけれども、そういう目で常日ごろから一般の方たちから、町民からは見られてるということは十分認識しつつ、公務員として町の将来を自分たち担っているという認識のもとで、しっかりと行政運営に当たっていくことが大事だらうと思います。

日々、そのためには健康管理も十分やって、そしてまた建設的な意見を出し合いながら、そして前向きな誠意を持って町づくりを進めてほしいということは、庁議の都度、私は申し上げております。今後もさらにその辺を、庁議等をしっかりと職員の皆さん方には伝えていきたいと考えております。そういうことで回答をさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 二つ、要望しておきます。

まず総務課長、先ほどから出しておりますように、こういう場合、トータルで幾らぐらいになるかと。恐らく六、七百万くらいになるんじゃないかなと。ざっと計算して。それは非常に大事なことですよ。給与表を先ほどから何のことかわからんという質問があるように、これは資料だからということでしょうけれども、こういうのを、給料表だけは綿密に何号級までざらつと書くけれども、肝心な、トータルでどのくらいふえることになりますということぐらいは必ず資料として今後は出してほしいと。

それから、これは町長にお願いですが、このわずかなベースアップ、これはアベノミクス、安

倍さんが躍起になって、いわゆるトリクルダウン、上が豊かになれば、それが下に落ちていって潤うという論理でやってきたけれども、なかなかそこまでいかない、景気が上がらない。これは政府が、本来は組合なり何なりの要求で上がっていくというパターンが一番いいわけですけれども、そうでなくて、政府のお声がかりで上げると。経団連も政府のお声がかりで、大企業なんかは上げていこうじゃないかということを、今、やってるんですね。

それはさておいて、そういうことであれば、町長のほうとしては、なるべく地元で消費をすると。職員の皆さんにですね。なるべく地元で消費をするということを奨励していってください。

今、批判を込めた意見もありましたけど、私はこれは当然のことだろう思います。上げる率もわずかなものですよ。何か世論対策みたいなことでやっている。こういう瑣末な方法で待遇改善を図っていくというのは、私はおかしなことだと思いますが、せっかく上げる以上は地元で、恐らく六、七百万ぐらいなると思うんです。一人当たりは月2,300円ということでわずかですけれども、これはやっぱりちりも積もればということになりますので、そういう努力を町長のほうでもやっていただきたい。

これは職員に強制はできませんけどね、選択の自由がありますから。しかし、基本的にはそういう考え方で、今後、240人の職員の皆さんも地元に貢献するという消費志向を持っていっていただきたいと、これは要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 林業振興費の中で、清和ふれあいの森整備工事と。防護柵100メートルということですけれども、これも非常に必要なことだと思いますけれども、それに行くまでの翁橋があります。これがもう決壊しましてから数年たちますけれども、非常に要望が出るとと思ひますけれど、その橋はどうなっているのか。そこら辺がちょっとわかりませんので、もしわかりましたなら説明をいただくならと思いますけど。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御質問の件につきましては、各団体いろいろなところから、ぜひ翁橋のかけかえをお願いしたいという要望は上がっておりまます。また、地元の米生の地区からも、区長さんを通じてそういったことも上がっておりまます。

そもそも、翁橋自体が木造橋で、できたときが6,000万ほどかかっておりまして、そういう中での選択順位として、翁橋をどうするかというのが山の都創造課の中でも考えております。

また、ふれあいの森のことにつきましては、清和文楽の里、それをつなぐ景観として立派な景観を持っておりますので、遊歩道、東屋、そういったものもあります。

大川地区ではフットパスのコースとしても利活用していただいておりますので、今後、高速道

路ができました場合には、休憩として清和文楽館に来た場合に、そういったところで滞在時間を長くするということは非常に必要です。

ですから、なおさらその橋も必要だということは認識しておりますけれども、その建設費につきまして非常にかかると。簡易な橋でもいいからということはございます。ただ、人が通るということであれば、安全面も必要なことでございますので、そこらあたりはしっかりと考えていきたいと思っております。

また、石橋の協会あたりからは、通潤橋と同じように石橋でつくったらどうかといういろんな提案があっておりますので、そういった選択肢をしっかりと見きわめた上で、との位置につくったほうがいいのか、あるいは迂回してフットパスのコースとしたほうがいいのか、そこらあたりは十分検討しております。具体的には、そこらあたりのところを経費の面とあわせて考えた上で、また検討して御回答していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 大体わかりましたけれども、私も以前から見ておるんですけども、非常に外材を使った物すごい木を使用してありました。やっぱり気候風土が違うなら、傷みかたも非常に違うかと思いますので、ぜひ、つり橋でも構わんと思いますし、どうにか歩くだけの橋でよろしいと思いますので、高額な金はかけないでもできやせんかという気持ちも持っておりますので、ぜひその辺も精査されまして、できるなら早目に橋ができるように努力をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 1点だけ。給与明細書、二十六、七ページを見ますと、共済費の額が大きく減額になっておりますが、共済費の率の変更があったのかということと、特別会計と企業会計についての補正は、人件費は。特会と企業会計の人件費の補正は。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、共済費の件でお尋ねがございました。これは昨年10月に、計算式といいますか、掛金についての算定基礎が変わりまして、それまでは給料月額に一定の率を掛けて共済費というのが、0.25という数字になりますけれども、手当の額とみなして算定をしておったんですけども、標準報酬制というふうに10月から改正がなされまして、実際に支給された手当に率を掛けていく、掛金を掛けていくということに変わりましたものですから、それで実際に諸手当の多い少ないによってで変わってきたということでございます。

あと、特別会計につきましては、3月のほうで調整、現行の予算で対応できるものについては、今回補正是上げておりませんので、そういったことになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 時間が余りますから質問をします。

25ページ、しっかり説明してください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。25ページは給与費の明細書ということになります。

大きく分けて、1が特別職、2が一般職ということでございます。それぞれ表が見づらうございますけれども、上から補正後、真ん中が補正前、それからその比較となっております。

それぞれ今回の給与改定部分がこの数字に反映されているものでございますけれども、特に特別職の期末手当のところで三角が出ております。これは副町長と教育長の分でございます。今回、4月から副町長、教育長が就任されましたので、これは満額を見ておりましたので、その分の減額を今回図ったということにしております。

それから一般職につきましても、給料が減額になっておりますけれども、これにつきましては、育児休業等で減額をする、給与をですね、する職員がございましたので、その分で、トータルでいきますと416万3,000円の給料につきましては減額になっているということでございます。

あと、職員手当の内訳ということで、それぞれその下に補正後、補正前、比較という形で明細を掲載しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 人事院勧告がベースアップで勧告されたと思っております。しかし、実際こうして見たとき、三角がついているので、どういうことかということで質問をしているわけでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 給与のほうは、予算では、もちろん全職員がこの部分を総額計算いたすものでありますけれども、育児休業等で休職をいたしますと、その分というのは減額となりますので、その分を今回、三角という形で計上していると、整理をしたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） ここで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第3号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の

一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第3号について説明をいたします。

上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部改正について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

平成28年1月15日提出、山都町長です。

飛ばしまして、提案理由です。

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

内容について説明をさせていただきます。

これにつきましては、行政不服審査法が、今回、国民の意識の変化ですとか、行政手続法等の関係法制度の整備、それから拡充が行われるなどの情勢を踏まえまして、公正性の向上、それから利便性の向上、そういう観点から改正が行われました。これに伴いまして、規約の変更を行うものでございます。

この変更の内容といいますのは、審査長、つまりは町長となりますが、その審査長が裁決を行うに当たりまして、法律または行政に関して十分な識見を有する有識者で構成される第三者機関、これに対して諮詢をすることが今回義務づけをされたということでございます。この第三者機関というのが判断の妥当性をチェックするというものでございます。

今回は、めくっていただきまして、新旧対照表にありますように、行政不服審査法において規定する第三者機関、これを上益城広域連合において共同設置するということに伴う関係規定の整備を行うものでございます。

のことによりまして、上益城郡内の各町におきましては、それぞれ第三者機関を町に置くことなく、今般設置されます上益城行政不服審査会に処理を依頼することになります。

なお、これは現在の情報公開及び個人情報保護審査会と同じシステムという形になるものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 念のために聞いておきます。とにかく、不服審査を申請する、町民がですね。そのときに、町長は第三者機関をそのとき設置するのかな。その都度設置するのか、常設か知りませんが、ここに意見を聴く。聴いた上で審査機関にこの案件を付託するという手順になるのかな。もう少しその辺を教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） この第三者機関といいますのは、もちろん各町で単独設置もしなければいけないものなんですけれども、これを今回は共同設置しようということで、上益城広域連合の中に置くと決められたものでございます。

審査の請求人のほうから、いわゆる審査長、町長のほうに審査請求がありまして、その裁決、これまで裁決をしてそのまま審査請求に返すという形であったものを、今回から行政不服審査会を設置して、そしてそこに諮問をしなさいと。答申を受けて、そして返していきなさいというふうに改正がなされましたので、審査会のほうは、随時、広域連合会のほうで開催をしていただく。案件があり次第、開催をしていただくという形になります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。審査会は常設機関じゃない。随時設置するということかな。メンバーは随時変わるのが、あるいは固定した人が最初から決まっていて、その都度審査会を開催してもらうということなのか、そこを私は聞いたんです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在、御案内と思いますけれども、情報公開及び個人情報の保護審査会というものがございます。ここに今現在、弁護士と、それから大学教授という構成で審査会を設置いたしております。今回もメンバーとしては同じ方にお願いをするということも聞いておるところでございます。

役割は情報公開、審査等の差異はございますので、十分その辺は混同しないようなことで制度設計をなされていくということございますけれども、やり方としては、全く情報公開、それから個人情報と同じようなやり方で、その都度、各町が問題があったときに開催を依頼していくことになります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体わかりました。個人情報保護と情報公開と、お互いが相矛盾する事が、バッティングしますね。だから、そのときの審査会がどうなのかなという感じがしたわけです。大体わかりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

○議長（中村一喜男君）　日程第6、諒問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君）　人権擁護委員の候補者の推薦の件について説明をいたします。

諒問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年1月15日提出。山都町長。

住所、熊本県上益城郡山都町米生483番地。氏名は吉田智美さんです。生年月日は昭和38年9月22日です。

諒問理由です。この諒問をするのは、人権擁護委員の1名が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、後任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるからです。

吉田氏は山都町米生の光円寺の坊守で地域の方からの信望も大変高く、誠実懸命な方でございます。人格が温厚で識見も高く、人権擁護員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をいたしたく意見を求めるものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君）　諒問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案に同意する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君）　異議なしと認めます。

したがって、諒問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

○議長（中村一喜男君）　以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。平成28年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時45分

平成28年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1月15日	原案可決
議案第2号	平成27年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	1月15日	原案可決
議案第3号	上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	1月15日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件について	1月15日	原案同意

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員